

2018年度 第1回  
町田市障がい者施策推進協議会

平成30年5月17日（木）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○中島担当課長 定刻となりましたので、会議を始めたいと思います。

本日本日予定されている方は皆さんお揃いでして、5名の方は欠席というご連絡が入っているんですが、その方以外は皆さん参集していただいておりますので、本日の会議を始めたいと思います。

皆様お疲れさまでございます。本日の司会を務めます障がい福祉課担当課長の中島です。よろしく願いいたします。

本日は、傍聴人の方はいらっしゃいません。

本日の会議の議事録作成のために、委託業者の会議録研究所が同席しております。

会議録は、町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、町田市のホームページに掲載させていただきます。ご理解をお願いいたします。

本日の会議の開催に先立ちまして、この4月から町田市地域福祉部長になりました神田よりご挨拶をさせていただきたいと思います。

○神田部長 皆さん、こんばんは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

日ごろより福祉行政にご理解とご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

今ご紹介いただきました私、4月から地域福祉部に参りました神田と申します。神様の「神」に田んぼの「田」、神田でございます。

初めに、簡単な職歴だけお話しさせていただきたいと思いますが、入職したのがひかり療育園というところでした。その当時、今日、職務代理でおられます井上園長のもと厳しい指導がありまして、辛い——いや、それは冗談ですが、結構楽しく仕事をさせていただきました。本当に、園長もそうですし先輩職員の方、そして主にその当時、青年と呼んでいたんですが、利用者の方、保護者の方、あとは関係機関の皆さんということで大変勉強させていただきました。今、思うとひかりでデビューさせていただいて本当によかったなと、私の根源というか、ルーツになっております。

ひかりを卒業した後、こちら障がい福祉課のワーカーと、あとは健康課、今は保健所の管轄なんです。その当時は福祉部にありましたので、ですから都合、福祉は14年半、その後、教育委員会が14年半、そして前職は選挙管理委員会という全然畑違いのところにおりましたが、そちらに3年、そして徐々に福祉のほうに戻ってきたところであります。

戻ってきたのはいいですか、やはり制度もそうですし、施設も多くなりまして、私がいたころとは全然変わっております。当然のことなのですが、ですから現在、戸惑っております、一から勉強し直しをしているところでございます。

いろいろご面倒をおかけすることもあるかもしれませんが、頑張ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、協議会の皆様には昨年度は、名前が長くて間違えるとあれなんです、町田市障がい福祉事業計画の策定に際しまして議論を重ねていただくとともに、その理念計画であります町田市障がい者計画の進捗管理についてもご意見をいただいたところであります。今年度につきましては、両計画の進捗管理を行っていただくこととなります。各委員の皆様それぞれのお立場から引き続きご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくどうぞお願いします。

ありがとうございます。

○中島担当課長 ありがとうございます。

では、これより2018年度第1回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

まず、事前に送付しました資料と本日の資料の確認をしたいと思います。

事前送付資料といたしましては、まず本日の会議次第、1枚のもの、次に資料1「町田市障がい者施策推進協議会委員名簿」ホチキス止めのもので1部、資料2「町田市子ども発達支援計画概要版」資料番号がついていないと思うんですけども、ホチキス止めのもの。資料4「障がい福祉事業計画（第5期計画）答申後の修正について」A3版が三つ折りになっているものが1部。資料5「第5次町田市障がい者計画附属資料（進行管理用）」かなり厚みのあるホチキス止めのもの。資料7「2018年度障がい者施策推進協議会等の年間スケジュール（案）」A4版1枚ものです。資料8「地域生活支援拠点等の整備について」A4版1枚ものです。資料9「「日中サービス支援型共同生活援助」の概要」ホチキス止めのもので。

これが事前に送付させていただいたものですが、もしお手元がない方がございましたら挙手をお願いいたします。

続きまして、本日、机上に置かせていただいたものをお伝えさせていただきます。

資料1、町田市障がい者施策推進協議会2018年度相談支援部会名簿。すみません、職務代理の佐藤先生の役職名を誤記しておりましたので、差し替えということで置かせていただいております。資料3「町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）」冊子になった完成版が1冊。資

料6、各部会からの2017活動報告です。ホチキス止めになっております。それと、追加いたしました「写」と上に書いております「町田市子ども発達支援計画（第一期障害児福祉計画）の策定について」が配られておりますが、足りない資料はございませんでしょうか。

また、町田市子ども発達支援計画の全体版も皆様の机には配られておりますか。

本日は、第5次町田市障がい者計画の確認をするところがあるんですが、お持ちでない方がいらっしやいましたら改めて挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、次第【2】新委員・事務局職員の紹介に移らせていただきます。

今年度に入りまして、協議会委員に一部変更がございましたので、報告させていただきます。

資料1、2018年度町田市障がい者施策推進協議会委員名簿をごらんください。

先ほど申し上げましたように、本日お配りしたほうの資料を相談支援部会のもものと差し替えていただいて、佐藤繭美委員の職位が准教授と誤っておりました。大変申しわけなく思うんですが、正しくは教授となります。ご確認ください。協議会委員名簿の佐藤委員のところは、教授になっております。失礼いたしました。

それでは、改めて資料1、推進協議会委員名簿をごらんください。

欄外に★がついている3名の方に変更がありました。

新しく委員になられた皆様の机に委嘱状を置かせていただきました。本来であれば市長より委嘱状をお渡しすべきところですが、時間の関係上、机上に置かせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、新しく委員になられた方をご紹介します。

まず、町田市社会福祉法人施設等連絡会の久保悦子委員が退任され、清水謙一委員が新たに着任されております。

ここで清水委員に一言ご挨拶いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○清水（謙）委員　ご紹介いただきました、町田市社会福祉法人施設等連絡会から参りました清水謙一と申します。

私は、まちだ育成会法人本部の部長をやっております。今後ともよろしくお願いいたします。

○中島担当課長　ありがとうございました。

続きまして、町田市障がい者就労・生活支援センター「りんく」の滝島弘之委員が退任され、藤本英理子委員が新たに着任されております。

ここで藤本委員に一言ご挨拶いただきたいと思います。

○藤本委員 ご紹介いただきました町田市障がい者就労・生活支援センター「りんく」、藤本英理子と申します。

滝島の後任でセンター長になったばかりというところもありまして、至らない点も多くあるかと思いますが、職責きちっと全うしていけたらと思っておりますので、皆様のご教示いただきながら精一杯努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○中島担当課長 ありがとうございます。

続きまして、町田公共職業安定所の増村武夫委員が退任され、戸塚岳委員が新たに着任されております。

ここで戸塚委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○戸塚委員 こんばんは。

ハローワーク町田の戸塚岳と申します。よろしく願いいたします。

私、4月1日に着任いたしまして、その前は神奈川労働局にありまして、そこから出向という形で東京労働局のハローワーク町田に着任いたしました。神奈川労働局では行政歴の3分の1ぐらいは障がい者の就労支援に係る業務を担当していましたので、よろしく願いいたします。

○中島担当課長 ありがとうございます。

続きまして、事務局職員も一部変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

○新田担当係長 こんばんは。

総務係の担当係長の新田と申します。よろしく願いします。主に団体の方々への補助金審査と就労支援を担当しております。よろしく願いいたします。

○保科担当係長 障がい福祉課支援係の担当係長になりました保科と申します。地域障がい者支援センターなどを担当しております。よろしく願いします。

○中島担当課長 新たなメンバーも加わっておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

協議会、各部会の実務担当については、各名簿の下方に記載がございますので、ご確認ください。

それでは、これより進行を岩崎会長にお渡ししたいと思います。

岩崎会長、よろしく願いいたします。

○岩崎会長 皆さん、こんばんは。

本日、新年度に入って第1回目ということで、また新しい委員の方もお越しいただいて、こ

れから始めていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

今、次第【2】まで終わりましたので、次第に即しまして【3】報告に入らせていただきたいと思えます。

最初に報告（1）子ども発達支援計画及び子ども発達センターの開設について、市の担当者の方、お願いいたします。

○山之内課長 皆さん、こんばんは。いつも大変お世話になっております。

すみれ教室を改めまして、子ども発達支援課の課長をしております山之内でございます。

それでは、子ども発達支援計画及び子ども発達センターの開設についてということで、説明させていただきます。

大変申しわけないんですが、机前にお配りした「行政報告資料」「写」と書かれた資料をごらんいただいて、まず、概要について説明させていただきます。

町田市子ども発達支援計画について、先にご説明させていただきます。

本計画は、2017年4月から町田市子ども・子育て会議のほうで審議、検討を進めて、国が策定を求めた障害児福祉計画として策定いたしました。障害児福祉計画は多くの自治体が障がい福祉施策に位置づけておりますが、町田市では、障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どももみんな同じ町田の子どもであるという考え方から、子ども施策に位置づけて計画をつくっております。

計画までの経緯でございますけれども、まずは4月に町田市長から町田市子ども・子育て会議に計画案作成の諮問を行いました。その後、6月に市民意識調査を実施し、あわせて各関係機関への実態調査も並行して行いました。その後、素案をつくった上で2017年12月15日から1月11日までパブリックコメントを実施しております。その後、答申作成となります。

パブリックコメントにつきましては、14名の方から51件のご意見をいただいております。これに関しては、大半が現在実施している事業についてのご意見でございました。

町田市子ども発達支援計画の特徴を説明させていただきます。

大きくは、3つの特徴ということで出させていただきます。

1点目は子ども施策に位置づけているということで、ごらんいただけるように子どもの視点から策定したところです。これによって障がい福祉サービスだけではなく教育、保育等の施策ですとか子育て支援の施策、スポーツ振興、まちづくり等々、広範囲にわたる取組としてまとめることができたところでございます。

2点目は、切れ目のない支援ということでございます。こちらにつきましては、これまで就

学前後で相談窓口が異なっていることが一部あったわけですが、それを子ども発達センターの相談対象を拡大することで相談機関の連携の核となり、切れ目のない相談支援体制を整えることも、この計画の中に目玉として盛り込んでおります。

3点目、医療的ケア児や重症心身障がい児の支援でございます。こちらにつきましては保育園等での受け入れ態勢を整えることや、支援体制の一層の充実に向けて関係機関の協議会を設置する等のことを盛り込ませていただいております。

現在、この計画は町田市のホームページに掲載させていただいております。また、市政情報課においては1冊1,000円で販売しております。

裏面に移らせていただきまして、まず5、推進体制の整備についてでございます。

こちらにつきましては、長らく親しんでいただきましたすみれ教室という名称を、組織改正等とあわせて改組いたしまして、現在、右側の図のような組織に変わっております。管理部門は拡充して、推進係となっております。こちらにつきましては、これまで施設管理等の部分だけだったところを計画の推進に対する業務も行う等々、充実させております。あと相談部門、親子部門、認可部門ですが、親子部門が半分に分かれるような形——でもないですかね、少し業務の入れかえ、整理を行いまして、相談係と療育係というふうに係制を敷きました。

その上で、これまで「すみれ教室」という名称で行っていた事業を拡充いたしまして、町田市子ども発達センターという位置づけにしております。

ですから、内輪の話で恐縮ですが、市役所内からの内線には「はい、町田市子ども発達支援課です」と出ておりまして、市民の方からご連絡をいただくお電話については「子ども発達センターです」というふうに、公の施設との使い分けをしながら対応しております。

あと、ほんの一部ですが、障がい福祉課から子ども発達支援課に移管する事務もございました。6番の事業については、子ども発達支援課のほうで担いますということで対応しております。

7番です。

本来、障がい福祉課、障がい者支援センターのほうでこれまで手続を行ってございました事業についても、子ども発達センターで申請・受付等を行いますということで、その申請・受付を行える項目について出させていただいております。

このような形で4月からスタートしております。

概要版については先に配らせていただきましたので、もしかしら既にござんいただいておりますかと思いますが、今回、この厚い本計画のほうを手にとりいただくために、この計

画のつくりについて説明させていただきます。

まず2ページ、3ページのあたりをごらんください。こちらは、関連計画との関係性ですとか位置づけを示させていただいております。4ページにわたってつけてございますので、ごらんください。

5ページ以降になります。少しページを多く使いまして、現在、支援を必要としている子どもの状況ということで、数字ないしは表等で、見やすいような形で整理させていただいております。客観的な状況をつかまえていただくのにお役に立つのではないかとということで、ページを割いておりますので、ぜひごらんいただければと思います。

23ページ以降でございます。特に28ページ、29ページをごらんいただけますでしょうか。

これは実はオリジナルのものではなくて、本計画の上位計画である新子どもマスタープランの施策体系をそのまま使っております。子どもが育っていくために必要なことを共通のことで捉えて、基本理念、基本目標、目指す姿までは全く同じでございます。基本施策のところの一部オリジナルな方向性を出させていただきながら、この下に具体的な取組事業等を並べさせていただいております。

この先に行きますとようやく計画が出てまいります。

31ページ以降が施策の展開でございますが、32ページをごらんいただきますと、一番上に基本目標1ということで、どういった姿を目指しているか、あと基本施策が入って、それに対する現状と課題が語られてございます。

33ページの表は、ほかのところにも出てまいりますけれども、市民意識調査、実態調査の中で浮かんできた部分を関係する場所に配置させていただきました。

34ページを見ていただきますと、施策の方向を書かせていただいて、取組事業を具体的に取上げさせていただいております。

その中で、35ページに第5次障がい者計画の理念を載せてございます。

このように、関連計画、教育についても後段に出てまいります。このような形で載せさせていただいております。

それと、計画中ではございますが、41ページ。こちらについては障がい福祉事業計画ともあわせての内容になりますけれども、用語の説明と量の見込みということで載せさせていただいております。

これが第4章ということで施策の展開がされていくわけですが、この後、80ページ、81ページに計画の推進のための進行管理等の仕組みが載っております。PDCAサイクルを回しな



がらこの計画を推進していくこととなります。

93ページには用語の解説が載っております。特に子どもの施策を話し合う場面でこういった用語の解説が非常に必要になってございました。

98ページ以降は索引でございます。これについては相談する、利用する、わかり合う、支えるという視点から取組項目を整理して、そのページ等を記したものでございます。逆引きみたいなことができるようになってございます。

非常に雑駁ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○岩崎会長 今のご報告に対して、ご意見、ご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。

1つお伺いしたいんですけれども、計画の進捗管理のところ町田市子ども・子育て会議がなされるということで、90ページを見ると、この発達支援計画をつくるために障がいを持っている関係の方が臨時委員として入られているということなんですけれども、その方々の任期は、もうこれで終了してしまっているんですね。このチェックのところには、この委員の方たちもかわるんですか。

○山之内課長 臨時委員という位置づけではなくて、正規の委員としてかかわっていただくようになります。

○岩崎会長 90ページには臨時委員と書かれているんですけれども、もう正規の委員になられているということでしょうか。

○山之内課長 さようでございます。

○岩崎会長 了解いたしました。

他、いかがでしょうか。

事前に簡易版のほうは配られていたんですけれども、今、初めて見るということもあるかもしれませんが、何かございましたらご質問やご意見等いただければと思いますけれども、いかがですか。

この委員会には例えば進捗状況について、細かくやるとすごく時間がかかるのはわかるんですけれども、大まかに「進捗状況こうですよ」みたいなことは年1回ぐらい報告いただけるのでしょうか。

○金子担当課長 そのような予定は組んでおりません。子ども・子育て会議の議事録を見ていただけるといいかと思います。

○岩崎会長 他、いかがでしょうか。よろしいですか。多分、まだ皆さん目を通されている最

中だとは思いますが、

森山委員はこれにかかわられて、何かご発言ありますか。

○森山委員　そうですね、かかわらせていただきまして、子ども・子育て会議でもお話しはさせていただいたんですが、障がい福祉の児童にかかわる部分のサービスについてはこちらで検討していると思うんですね。それでちょっとこちらに載っていないものもあつたりとか、そういうところがあるので、両方進捗が、ちょっと話ができたらいいですねということで、こちらの進捗状況の報告は子ども・子育て会議でやっていただけないですかというのは前回お話をしたところなんですけれども、逆に、では向こうからというところは、どうするかなというところはるかと思うんですが。

○岩崎会長　要望ですけれども、年1回ぐらい、向こうの進捗管理が終わったところで「こんなところが問題になりました」とか「この辺で少し要望が出ました」みたいな、議事録を読むというよりは、簡単な報告だけでもこの中でしていただけるように検討いただけますでしょうか。

○金子担当課長　検討させていただきます。

○坂本委員　精神のほうで、よく統合失調とか発達障がいという分け方がありましてね、いろいろと。それから、そういう精神関係のところの子どもを18歳で分けたのは、それ以降は発達障がいは余り関係ないとか、そんなふうに分けて考えて18歳という規定を設けたのか。これは0歳から18歳までですね、発達障がい。その分け方はどんな形で。

○岩崎会長　多分「子ども」の定義が18歳までということだと思いますけれども。

○坂本委員　単純にそれだけですか。

○山之内課長　さようでございます。

○坂本委員　それから、今の発達障がいと、それからいろいろな精神的な障がいのところと、どんなふうに分けるんですか。

というのは、これはお医者さんのほうで分類できるような話になってきているのか。厚労省で発達障がいについてのいろいろなものを出していますよね。その辺を含めて検討されて、発達障がいとか……

○山之内課長　発達障がいと精神障がいを私どものほうでどのように捉えているかというところでよろしいでしょうか。

発達障がいのお話から先にさせていただきますと、発達障がいも、特にお子さんのうちどこまで発達障がいという名前がつくのか、つかないのか。いろいろな特徴があつていろいろな育

ちをする中で、ある年齢のときにはそういった傾向が顕著に見られて、それ以降は普通のクラスの中で成長されていったりといったことはございますので、その辺は実は余り、発達障がい児を支援するというよりは、発達に関してお困りのところに相談ですとか療育の手が伸びるような形で考えておりますので、受給者証を交付しない方でも一定の市の単独のサービスは実はやっておりますので、そこら辺は、なるべく広く捉えて支援していくというところで考えております。

一方、精神障がいの方のお話になりますと、恐らくそこからは医療が入って、固定化ということで手帳が交付されてということが出てくるのかなと。その中で、ごめんなさい、数が余り多くない中で目立った施策は取組項目として整理されていないんですが、基本的には、そこについても私どもが見ていかなければいけない範疇なのかなとは考えてございます。ただ、得意分野、不得意分野ございますので、関係機関との連携は必須だと思われま。

○岩崎会長 他に、よろしいでしょうか。

○堤委員 こちらのプリントのほうで、組織が改正になってすみれ教室が子ども支援課に変わったとなっておりますが、支援計画のほうにはすみれ教室という名前が多々出てくるんですけれども、「すみれ教室」という名前は残るのかどうか1つ目の質問です。

2つ目は、やはりこのプリントのほうで、子ども発達支援課で申請受け付けを行える手続きがいろいろと並んでいますけれども、これは成人の、例えば心身障がい者手当とか日常生活用具とか補装具とか、そういった成人のものも受け付けるのか。支援センターも継続して今までどおりなんですよねという確認も含めて、よろしく願います。

○山之内課長 まず1つ目ですけれども、この計画の表紙の一番下のところをごらんいただきますと、2018年3月ということ。いろいろ進めてはおったんですけれども、基本的に、すみれ教室から子ども発達センターになるというのは4月1日からの改組、条例改正でございます。ですから、3月についてはすみれ教室で整理させていただいております。

すみれ教室の名称が残るのかということですが、基本的には条例上、あと町田市で言うところの規則だとかそういったものからは、名前としてはなくなります。ただ、一方で、児童発達支援を行っている部分については、保育園、幼稚園のかわりに週5日通っているなどという部分については、「すみれ教室」は愛称で使っております。

あと……、ごめんなさい、手続きの関係でございましたか。

○堤委員 この表にいろいろと、申請手続きで成人に関係するものがあるもので。

○山之内課長 申請手続きをとられる方がお子さんであれば、そこにかかわる手続きについては可

能な限りこちらで受けさせていただくということですので、総合支援法の制度の申請であっても受け付けは対応できるようにいたしたいと考えております。

○堤委員 つまり、ここで行うのは18歳未満のみと考えたほうがいいんですか。

○山之内課長 さようでございます。

○堤委員 関連ですが、そうすると、すみれ教室の名称はなくなりますけれども、子ども発達支援課というのはすみれ会館の中にあるのか、市役所にあるのか、どちらでしょうか。

○山之内課長 大変鋭い質問でございまして、今のところは、すみれ会館と通称言わせていただいていますけれども、その中にございます。

一方で、今後、もしかしたらそれは事業所と企画・総務機能ということで切り分けていく可能性もあろうかと思えます。

○小野委員 発達支援計画の本編の68、69ページですけれども、私が聞き逃したのであれば申しわけないんですが、69ページで、相談の窓口ごとの件数のパーセンテージが書かれていますよね。この地域障がい者支援センターというのは、町田市内の5カ所の支援センターのことでいいんですよね。すみれ教室が相談の窓口としては一番件数が多くあって、その下のホームページ、アプリ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオというのは、相談というよりもむしろ情報を得るためのアクセスですよね。だから、実際の相談はその上の、すみれ教室や市の窓口や地域障がい者支援センターや病院、診療所などですよね。

最近一番多いというか、障がいがあるかないかわからないんだけど、とにかく子どもの状態の変化について気にかかるんだけど、どこに相談していいかなという、そういうケースがこのホームページやアプリを通じてアクセスにつながって、それがすみれ教室の相談につながっていくことが望ましいという……、何というか、計画の立て方なのかなと思ったんですけども、70ページで言うと、今度はそのサイトのアクセスやアプリの登録者数の2020年までの見込みが立てられていますよね。そして、その下の相談受付体制の確立のところは、これは2018年度に確立するという事なんですかね。もう確立して、開設しましたということですか。

それと、そこでの相談件数の見込み量は立てられているんですか。その点が質問です。

○山之内課長 お答えいたします。

一番最後からお答えさせていただきますけれども、一応、子ども発達センターとして条例改正をして、4月からスタートしたということで、これまで未就学児の対応のみだったところを18歳未満までということで間口を広げてございます。主に相談のところでございます。これによって、実際にお子さんを連れてくる方は実は少なく、小学生の親御さんが相談を入れてく

る、そして実際に相談にいらっしゃることは増えてございます。それから保育所等訪問支援——という名前ではございますが、学童保育を回り始めたところでございます。ですからこれはもう、一応受け付け態勢は、よちよちではありますけれども、確立ということで、この1年、特に頑張らせていただこうと思っております。

それから、サイトの問題でございます。

まずは、まちだ子育てサイト等、今、スマートフォンでいろいろな情報を得るご家庭は、特に若い世代では非常に増えてございます。まちだ子育てサイト等を見ていただくと、比較的いろいろな情報にアクセスしやすくなっております。子どもの発達についてのお話も、おっしゃるとおり、どこに相談に行っているのかわからないというお声が市民意識調査等でも結構入ってまいりまして、その方が適切に相談に結びつきやすいように、こういったサイト等も充実させていくことは考えてございます。

当然これだけではなく、子育て相談センターというものが子ども施策のほうでは町田市内5地域に設置されてございますし、マイ保育園事業というところでそれぞれ、「私はここの保育園をマイ保育園にする」ということで登録して、いろいろな情報、相談をするようなところがございますので、そういったところからも当然子ども発達センターにつながってくるというような形。一方でサイト等も充実させていくということでございます。

すみません、相談事業の受け付け件数は、まだ目標は掲げてございません。

○小野委員 68ページの子どもとその家庭の総合相談というのは、障がいの有無にかかわらずということですね。そして、その子どもの発達に関する相談事業が発達支援センターであって、そこで相談受け付け態勢は確立するんだけど、サイトを見てそこに相談に訪れてくる件数は増えてはきているけれども、相談件数の見込み量は立ててはいないということですね。これから立てられるんですか。

○山之内課長 まだ設置したばかりで、どのように推移していくかわからないところがございますので、今後、検討してまいりたいと思います。

○坂本委員 先ほどのものとちょっと重複するんですが、「写」のほうの7番では、子ども発達支援課で申請・受付の手続を行うことができるというのは、これ発達障がいの場合は受け付けないということですか。

○山之内課長 発達障がいの場合は受け付けないというか……

○坂本委員 発達支援で出しますね。

○山之内課長 恐らく発達障がいのお子さんで、サービスの利用等ということで一番最初に手

続をとられる可能性があるところは、児童発達支援だとか放課後等デイサービスのようなサービスを受けたい、使いたいというお話になろうかと思うんです。その場合には当然、窓口として機能いたします。

○坂本委員 精神関係の発達障がいだから、それは一応全部相談所で受け付けると考えればよろしいですね。そういう相談については。やはり中学生とか高校生あたりでも、いろいろな障がい起こりますよね。そういうものは全部、発達支援課のほうで受けるんですか。相談とか。

○山之内課長 発達に起因する問題であつたり障がいについてのご相談は、受けさせていただきます。

○坂本委員 全部受けてもらえると考えればよろしいですね。

○山之内課長 当然ながら、よく学校の問題はどちらで受けるんだ、教育センターで受けるのかどうなんだという話があるんですけども、得意、不得意、あと相談内容によって連携をとらせていただこうとは思っていますけれども、基本的には全て受ける場所であるということでございます。

○坂本委員 わかりました、全て受けるということですね。

○岩崎会長 他、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、少し時間も押しておりますので、報告（１）は以上となります。

○中島担当課長 すみません、事務局、中島です。

子ども発達支援課の職員は公務の都合でここで退席させていただきますが、よろしいでしょうか。

○岩崎会長 お疲れさまでした。

では、続きまして報告（２）町田市障がい福祉事業計画（第５期計画）の作成完了について、事務局からお願いいたします。

○事務局（湯川） 障がい福祉課の湯川です。

町田市障がい福祉事業計画（第５期計画）の作成完了について報告いたします。

昨年度は町田市障がい福祉事業計画（第５期計画）について委員の皆さんにご協力、ご検討いただき、ありがとうございました。

本日、当日配付資料として皆様の机の上に町田市障がい福祉事業計画（第５期計画）を置かせていただいております。女性の絵が表紙になっている冊子でございます。この計画については、前回の協議会で岩崎会長と小野部会長から答申についてご報告いただいたところです。その後、市のほうで策定を進め、冊子にし、本日、皆様のお手元にお渡しすることができました。

こちらは市のホームページからもごらんいただくことができます。また、5月15日の市の広報にも掲載されています。

表紙の女性の絵は、市内にある施設のクラフト工房 La Manoに通う平野智之さんの作品です。平野さんはフランスにも作品を出展されるなど、国内にとどまらず広く活躍されています。

続きまして、資料4をごらんください。

A3で縦長の三つ折りになっている大きいもので、「障がい福祉事業計画（第5期計画）答申後の修正について 新旧対照表」というタイトルの資料です。

こちらの資料に基づいて、答申の後に市のほうで加えた修正についてご説明いたします。

資料に書いてある内容ですけれども、「障害児福祉計画」という言葉が出てきていると思うんですけども、障害児福祉計画については、町田市では、先ほど報告のありました子ども発達支援計画として作成しているところであります。このように、この事業計画と障害児福祉計画を別々に策定しているところは都内でも珍しい状況になっています。

また、これの前の第4期計画では掲載されていた放課後等デイサービスなど障がい児にかかわるサービスの見込み量が、今回の計画の中では掲載されていない理由を書く必要があることと、子どものサービスから大人のサービスへ移行するときに連携して進めていくことを明言するために、答申の際よりも明確に位置づけを記載いたしました。

また、資料の下の部分になりますが、それに伴って巻末資料として、障害児通所支援の子ども発達支援計画における記載を追加しております。

以上で、本計画の作成完了と答申後に修正させていただいたことについての報告を終わります。

○岩崎会長 ただいまの報告について、質問、意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

子ども発達支援計画と並べると大分違いもありますが、せめて表紙の、この絵だけでもカラーだと書かれた方は嬉しかったかなと思いますけどね。

いかがでしょうか。

第5期計画についてはこの委員会の中でも大分議論させていただいたということで、基本的には大きな内容は変わっていない。ただ一部、説明のところでも少し必要があって修正したということですので、これについてはよろしいでしょうか。

（異議なし）

○岩崎会長 ありがとうございます。

では、続きまして報告（3）第5次町田市障がい者計画付属資料（進行管理用）の作成完了

について、事務局からお願いいたします。

○事務局（安次富） 障がい福祉課、安次富です。

資料5を用いてご説明させていただきます。

本日初めてご出席されている委員の方もいらっしゃると思いますので、まずは簡単に計画の整理をさせていただきます。

まず、今、湯川のほうから説明がありました町田市障がい福祉事業計画、それから今回、私のほうで説明差し上げる第5次町田市障がい者計画、この2つの計画を障がい福祉課ではつくっておりまして、第5次町田市障がい者計画、サルなのかゴリラなのかわかりませんが、その絵が描いてあるほうがいわゆる理念的な計画、町田市の障がい施策の基本的な方向性、こういう方向性で町田市は障がい施策に取り組みますというような理念的な内容が書かれたものになります。一方で福祉事業計画のほうは、障がい福祉の各サービスに特化した内容になっているので、理念計画と実施計画というような位置づけだと思っただけだとわかりやすいかと思います。

この第5次町田市障がい者計画ですけれども、障がいのある方に密接なかかわりのある11の分野ごとに、このような方向性で町田市は障がい施策に取り組みますということを、「とくにごんばるとりくみ（重点施策）」という言葉と「とりくみ（その他の施策）」という形でまとめてございます。

計画期間は、もう走り始めてから2年たっているんですけれども、2016年度から2020年度末までの5年間となっております。

資料5、付属資料の話になりますけれども、まず、表紙をごらんいただければと思います。ここに作成の趣旨とか目的を書かせていただいておりますので、読み上げさせていただきます。

本付属資料は、町田市障がい者施策推進協議会等における計画の進行管理を行う際に使用することを目的として、別名「実行プラン」の名称で作成作業が進められたものです。「第5次町田市障がい者計画」の「第3章 分野別の課題と目標」における11の分野で定めた「とくにごんばるとりくみ（重点施策）」を踏まえ、計画的かつ具体的に取り組むべき内容がまとめられています。

本付属資料に収録されている各事業には所管課が明記されており、本計画の全庁的な推進を目指します。

……ということで、障がい施策に障がい福祉課だけで取り組むのではなくて、子ども施策なら子ども生活部だったり防災だったら防災安全部だったりというように、障がい施策に全庁的



に取り組んでいくというコンセプトで作成させていただいております。

資料5を1枚めくっていただきまして、昨年度の検討の段階ではこちらはなかったんですけども、11の分野別に目次のなものをつけさせていただきました。これを見ていただいて、分野別に気になる事業のページをめくっていただければと思います。

もう一枚めくっていただきまして、4ページ。これは次のページから最後まで、各事業の掲載ページの見方になっております。これが共通する見方になりますので、ここを参照いただいて、読み進めていただければと思います。

試しに中身のことを1つだけ、例示として。11ページを開いていただけますでしょうか。

11ページの一番上、重02 障がい者計画11ページ 3-1 【社会教育（生涯学習）】とありますけれども、障がい者計画に記載されている「とくにがんばるとりくみ」が、その下の2行になります。「障がいのある人が、社会で生活しながら学び続けられるように……」という文章ですね。この「とくにがんばるとりくみ」が、いわゆるこの分野における町田市の障がい施策の方向性を示した内容になっております。

これを受けて、では、どんなことに具体的に取り組んでいくのかといったことが下にまとめられております。その内容が「所管課が取り組む事業」ということで真ん中ほどにあるものですが、けれども、「とくにがんばるとりくみ」を受けて、障がい学習センターでは、軽度の知的障がい者も対象になる講座の研究事業を行いますということで事業を提案いただいております。

そしてその下に、では現状値は何なのか、目標値は何なのかといったことが書かれておまして、今回、新しく追加させていただいたのが一番下、取り組み結果です。基本的に、この資料を用いて第5次町田市障がい者計画を毎年度、進捗管理していく形になりますので、年度ごとに各事業の所管課で自己評価をしていただいて、何に取り組んだのかといったことを書いてもらう欄を設けております。

基本的には、毎年ここをご確認いただいて、気になる事業についてご意見をいただくような形で進めてまいりたいと思います。

一番最後になりますけれども、A3三つ折りの資料をつけさせていただきました。第5次町田市障がい者計画の進行管理スケジュールということで、こちらはまだ予定のものになりますので、今後、進めていく中でスケジュールに変更がある可能性は十分にあるんですけども、事務局でたたき台になるものを作成させていただきました。

簡単にご説明させていただきますと、表の一番左端、グレーになっている部分ですね。「とくにがんばるとりくみ」と「とりくみ」がございます。これが障がい者計画における施策の区

分で、この「とくにごんばるとりくみ」のほうを資料5、付属資料でまとめさせていただいております。

「とくにごんばるとりくみ」については、定例的な評価、毎年前年度の実績報告を受けて、協議会、部会に前年度の実績の報告をして、意見をいただきます。その意見を予算編成に間に合うようなスケジュールで各事業の所管課にフィードバックさせていただいて、予算化するという流れです。

中間評価といいますのは、2020年度にはもう次の計画を策定する作業を行わなければいけませんので、そのための中間的な評価を行うということで、2019年度の11月から1月にかけて、中間的な評価を実施します。

それから、総括です。この付属資料で定めた内容の最終的な総括を2021年度の上半期で行うといった流れになっております。

それから、今回この付属資料という形では収録されていませんけれども、障がい者計画のほうには「とりくみ（その他の施策）」ということで載っている施策の方向性が幾つかございます。これらについては毎年評価するというよりは、2019年度に中間的な評価を1度、どんなことに取り組んだのか全庁的に照会をかけて、整理して、協議会、部会に報告させていただいて、ご意見をいただいて次の計画策定の際の課題の洗い出しに役立てたいと考えております。

以上、ざっくりとしたスケジュールの説明をさせていただきました。

ちょっと補足ですけれども、昨年度まで、この付属資料の作成に携わっていただいていた方々はもうお気づきかと思えますけれども、タイトルに「実行プラン」という名称を使わなかった理由でございます。

昨年度、この付属資料をつくっているときには「実行プラン」と呼ばせていただいて、作成作業を進めさせていただいたんですけれども、結論から言うと、1つの独立した計画であるような誤解を市民の方々に与えてしまわないか、少し危惧いたしました。というのは、こちらは第5次町田市障がい者計画の進捗管理のための資料として作成が始まったものですので、そこに「プラン」という名前が入ることによって、この障がい者計画、障がい福祉事業計画に次ぐ第3の計画であるといった誤解を市民の方々に与えてしまわないかということがすごく気になっておりました。

それから、計画になりますと当然、市民の方々に配布するものになりますので、もともこの付属資料は進捗管理のための資料でございましたので、冊子にして市民の方に配布するようなことは想定しておりませんでした。そのようなことから、タイトルに「実行プラン」とい

う言葉を使うことができなかつたということで、ご理解いただければと思います。

私からは、以上です。

○岩崎会長 ただいまの報告について、ご質問やご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

個々を見てみると、課によって現状維持っぽいようなことしか書いていないところも結構あったりするんですけども、でも、これをつくつたというのはすごいことだと思うんですね。自分たちがやっている、必ずしも障がいだけではなく、一般の住民たちがやっている施策を年に1回でも障がいを持った人の視点でチェックする、そういうことをさせることができたというのはすごいことだと思いますし、年に1回こういった形で進捗管理ができるようになれば、少なくとも年に1回、障がいを持った人たちの視点で自分たちの施策を見直してもらうわけですから、これが定着すれば町田市の障がい者福祉にとってはすごく大きな進展になるのかなと思います。

○清水（孝）委員 岩崎会長がおっしゃったように、私も本当にそう思います。

質問です。

例えば11ページですが、新たに「取り組みの結果」という欄を設けましたということで、ここで自己評価とおっしゃっていたかと思うんですが、この評価の欄はどういったものを書かれるのかなと。いわゆる何か基準があつて、A B C Dではないですけども、そういう評価をつけていくのか、そうではないのかも含めて教えていただければと思います。

○金子担当課長 4ページの「ページの見方」というところに書いてあるんですけども、こちらについては◎○△もしくは○△×のように3段階ぐらいの評価でお見せできるようにしたいと思っております。

○岩崎会長 とすると、「○はこういうことですよ」といったこととか、何かもう少し基準を明示していただいたほうがいいですよ。大学もいろいろな基準、評価やるんですけども、進展があつたものはS、現状そのまま特に大きな変化がないのはBとか、一応そのような基準があるので、何かそういったものをつけていただけるとすごく見やすいかなと思います。

他、いかがでしょうか。

○坂本委員 これのチェックの仕方というのか、進行の討議をしていくことになりますから、そうすると、例えば30ページに障がい者計画の【障がい者相談支援】とありまして、これは精神障がい者のまちプラについて、相談機能の充実と相談件数を目標に設定しますと。これを次の段階で、目標検討、それから取り組み結果というような形でチェックなり、あるいは内容に

ついてもう少し、中身について質疑してもいいのか、あるいはそういう会議にしていくのか。

○岩崎会長 先ほどのところであったと思いますけれども、一番最後のスケジュールを見ていただくと、例えば2018年度ですと7月に協議会で照会結果の報告を受けたりする、さらに2019年度の半ばだと中間評価を行うというところで、単に「こうでした」と聞くだけではなくて、それに対してももちろん「これはもっとこうしないと本当にできたとは言えないんじゃないですか」とか「もっとこういうこともやってほしいです」みたいなことは当然言える場をつくる予定です。

○坂本委員 そうすると、例えば事業概要とありますよね。中身が。取り組む事業について。これについてもっと具体的な、あるいは抽象的な表現で出ているので、討議できる内容になっているのかどうか。この辺は、もう少し具体的に絞ってもらえるとか……

○岩崎会長 逆にそれは、要望を出すことは可能だと思います。ただ、要望を出せば必ずやれるわけではないですけれども、例えば「もっとこの辺は具体的に、ここまで踏み込んでやってほしい」といった要望は出せるのではないのでしょうか。例えばそれが難しいのであれば、その理由を聞いた上で、その問題をどう解決するのかということも議論できると思います。

○坂本委員 そういうことをやりながら、やっていこうということですね。わかりました。

○小野委員 主にこの計画を障がい者計画部会で検討してきましたが、名称のところなんですけれども、やはり意見として言わせてください。

計画部会では、全くこの最終の「第5次町田市障がい者計画付属資料（進行管理用）」という名称になることは確認していないんですよ。最後、施策推進協議会に今日、提案する前の段階で、「実行プラン」というネーミングではやはり出せないということだったんです。この前文にも実行プランというのが出しにくいというような説明だったんですけれども、計画部会の当事者や家族の代表は、みんなこれを障がい者計画の実行プランということで検討してきたんですよ。ここに書いてあるように。だから私たちは最終的なネーミングがこうなってしまったのは不本意で、もっと早い段階でこういう——私は全然違和感はないんです。行政手続上、何らかの規則があってこの計画に実行プランという名称が使えないのであれば、もっと早い段階で指摘すべきだったし、この実行プランというネーミングそのものは部会が始まる段階で事務局と一緒に相談して決めたことだったので、最終の段階で変更を余儀なくされたというのは、やはり手続的にはちょっと不備があるなという意見を言わせてください。

それで、最後の進行管理スケジュールですけれども、これは事前の事務局との打ち合わせでも要望は出ささせていただきましたが、検討の過程でも、障がい福祉課だけではなく、地域福祉

部だけではなく職員課や防災や教育や、さまざまな市役所の所管課が一堂に会して障がい当事者と家族と支援者と意見を交流したという、あの場が私はとても重要だったなと思っているんです。そういう機会をこの進行管理のスケジュールの中でも、これが絵に描いた餅では意味がありませんから、具体化していかないと意味がありませんので、ぜひともこの協議会止まりにしないで、地域福祉部を超えて市役所の関係所管課と意見交換ができる機会を必ず設けていく、それをぜひお願いしたいと思います。

○岩崎会長 それについては、意見ということでよろしいですかね。

他、いかがでしょうか。

○森山委員 昨年度、作成して、各所管課から取り組んでいる事業ですとか今後、取り組んでいく事業を出していただいたと思うんです。この取り組みの結果というところで、2017年度——昨年度の評価に関しては次回ぐらいにもう全部出てくるような感じになるんでしょうかということと、そうすると、2018年度の評価はまた翌年になってくるような感じになるんでしょうか。ちょっとその流れを知りたかったので。次回にこの取り組み内容と評価が出てくるような感じでよろしいでしょうか。

○岩崎会長 はい。

他、いかがでしょうか。

今回の計画に関してはあれですけども、今回はこの事業計画だったり障がい者計画だったり、そういったものを同じ時期でもう一回つくり直すということで、そのときにどんな計画像にするかについてはまた議論しなければいけないと思うんですね。いわゆる実行プランというのは、要するに事業計画があるんですけども、事業計画は、ほとんど国が定めている事項に関してしか入っていないんですよ。障がい者計画のほうはもっと幅広いことが入っていますので、その幅広いことに関して、本来だったら実行プランがこれになるはずだったんですけども、いろいろな問題があって今回は付属資料となりました。

ですから、本来なら、この事業計画とこの付属資料とあわさったような実行プランがあると、理念計画があって、それに対する幅広い、いろいろな分野の障がい者に係る実行プランができれば、そんなこともイメージとして考えられるかなとは思っております。

では、本件に関しては以上でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

続きまして、報告（４）各部会からの2017年度の活動報告です。

それぞれの部会長から、大体5分程度を目途にご報告いただければと思います。

まず、相談支援部会の堤委員からお願いいたします。

○堤委員 相談支援部会の部会長の堤です。

資料6の内容に沿って報告したいと思います。

まず、相談支援部会の目的と開催経過についてですが、相談支援部会が発足当初から目標にしていたのは、相談支援事業のネットワークづくり及びそれぞれの事例の問題解決に向けたシステムづくり等を検討していく。そして途中から加わった目的ですけれども、町田市の相談支援の現状を踏まえ、町田市としての相談のあり方や問題点を把握し、検討を進めていく。そのような目的のもとに、昨年度は6月29日、10月20日、そして2018年3月8日の3回、部会を開催しております。

会議の内容ですが、テーマごとにまとめて報告します。

まず、町田市障がい者計画について。

第1回部会で施策推進協議会より提案のあった町田市障がい者計画の進捗を管理する別名実行プランについて、全体及び、特に相談にまつわる部分についての議論をしました。その議論の結果として、各相談支援機関の質の標準化を図るための相談支援指針の策定とか、各相談支援機関の連携などの項目が盛り込まれています。

相談支援指針について、これはかなり前から概要版も策定したりしていて、本編をつくろうというのはもともと出ていたんですけれども、第1回部会では全体的な構成内容及び今後の作成スケジュール、作成方法について検討しました。途中2回、作業部会を設けさせてもらって細かい部分を検討しながら、第2回の部会では第1章を中心に、そして第3回部会では全体的な内容の検討を図りました。

(3) 町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）について。

第2回部会で協議会より提案のあった素案について、全体、及び特に相談にかかわる部分を中心に議論しました。その中で、支援センターの質の向上、計画相談の必要性を本人のみでなく家族や支援者にも周知していくこと。これは必要性ばかりでなく、プロセスなども含めての計画相談の中身を周知していくことや、子どもの支援との連携の必要性などについても議論され、計画に盛り込まれました。

また、その後、第3回部会において、完成した答申の報告を受けています。

今年度の成果としては、障がい者の相談及び支援の現場で活動する部会員の意見をもとに、町田市障がい者計画において作成が予定されていた町田市相談支援指針の本編について、3回の部会と2回の作業部会を通して検討を重ねることができました。同様に、2本の計画、いわ

ゆる事業計画と実行プラン、その進捗管理をする上で、相談支援の立場からの意見を集約することができました。

今年度の活動はこのような内容ですが、来年度に向けて検討する内容として、町田市相談支援指針の完成、できれば昨年度内に完成させたかったんですが、まだちょっと、材料は揃っているんですけども、もう一回検討して、今年度第1回の部会で最終調整を行い、6月中の完成を目途としたいと考えています。

それから、引き続き地域障がい者支援センターからの報告や事例検討を行い、町田市における相談支援の状況について把握し、必要な支援システム等を検討していきたいと思っています。

2018年度も3回の実施予定で、第1回の部会は5月下旬か6月上旬に実施する予定になっております。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

質疑は全ての部会の報告が終わってからあわせてさせていただきたいと思いますので、続いて障がい者計画部会の小野委員からお願いいたします。

○小野委員 資料6です。

障がい者計画部会は昨年度、先ほど報告のあった別名実行プランの検討と、障がい福祉事業計画、これは総合支援法に基づく福祉サービスの見込み量を検討する計画ですが、その2つの話し合いを進めてきました。

計画部会のメンバーは、障がい当事者や家族が多いんですね。8割当事者・家族が占めています。回数等についてはそこに書いてあるとおりでありますが、特に会議の特徴としては、障がい福祉事業計画のところでは、これまでの福祉サービス、ホームヘルプサービスやグループホームやショートステイや、そのニーズ等との整合性や、そこから見込み量の整合性というか、必要量の確保の目安を立てるとか、そういった検討が細かく進められました。もちろん、それに伴ってホームヘルプサービスや重度訪問介護を広げていく上での方策や、グループホームを増やすための方策等についても計画の中に盛り込まれているとおりで。

計画の読み方については、先ほど説明があったとおりで。

実行プランについても先ほど説明があったとおりで。

特に報告しておきたいのは、ここに書いてあるように、第5回の部会では、この実行プランについて市役所の16の部署が出席してくれました。今年度——2018年度の課題となりますけれども、この福祉事業計画と実行プラン、進行管理用の資料ですが、これらを協議会、部会、そ

してできれば実行プランについては関係部署とともに進行管理を進めていくというところですね。

なお、この福祉事業計画のほうですけれども、今回、構成が幾つか変わっているのは先ほど事務局から説明がありましたが、特に資料のところ、76ページ、77ページ、78ページと、東京都の資料なんです、各区市のホームヘルプサービスや重度訪問介護や視覚障がい者の移動介護の実績、自閉症の移動介護、行動援護の実績、利用人数など、通所グループホームなどの各区市の数字の比較表を入れてあります。市長に答申に行った際、一番ここに注目されていて、興味を持っていただいたような感じでした。市長という立場からすればそうなんですよ。

自分なりにこれ、エクセルで並べかえて町田市は何番目というのも見ましたが、施策によってさまざまですね。高い水準にあるものもあれば平均値程度のものもあるし、もう少し、例えばグループホームのところなどは、78ページにありますけれども、人口規模で見ると、市内の知的障がいの手帳と精神の手帳の所持者の数を母数にして割り返すと、もっと特徴が出たんです。ちょっと今日は資料を持ってきていないんですが。そういう点から、今後、他の区市との比較をしながらというのもこの計画の検討の素材にしていきたいと思っています。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

続いて、就労・生活支援部会の谷内委員からお願いいたします。

○谷内委員 就労・生活支援部会からご報告します。谷内です。

お手元の資料に基づいてご報告します。

まず、就労・生活支援部会の目的ですけれども、そこにありますように、1つ目が就労支援ネットワークの構築、2つ目が、2行目の情報の共有化、3番目が進捗状況を確認すること、これが大きな目的になります。

開催は、そこにあるとおり昨年度は3回開催しております。

2番目に入りまして、会議の内容。

1番目としまして、町田公共職業安定所からということで、2行目になりますけれども、町田市管内は1.82%ということで、過去最高になっている。しかしその一方、町田市管内における法定雇用率の達成企業割合が45.4%ということで、0.7%低下したというご報告がありました。その原因としましては、2行下に行きまして、これまで雇用していた身体障がい者の方が定年や体力的な問題で退職ということで、新たな人員確保ができていないことが理由の1つと



して考えられるというご報告がありました。

次に（２）町田市からというところに入ります。

2017年度は2.5%ということで、法定雇用率は達成しています。また、特記することは、2017年10月から町田市として初めて、知的障がい者の方を非常勤嘱託員として2名、雇用をスタートしたということであります。

（３）町田商工会議所町田市障がい者雇用企業連絡会からということで、セミナー開催の報告が行われております。2017年10月24日開催になりまして、市内の中小企業を中心に18名の方が参加されております。アンケートの評価も83点と、非常に高得点を結果として残されているということです。

（４）各支援センターからの報告につきましては、その次の資料にあります別添を後ほどごらんください。

５番につきましては、先ほどもご報告ありましたけれども、実行プランの検討ということで、1回目の部会では、実行プランについての部会員のアンケートを障がい者計画部会に提出させていただいております。2回目の部会では第5期計画の素案、実行プランについての報告を受け、主に就労にかかわる内容について、就労支援機関や特別支援学校、企業の立場で意見交換を行っております。

さらに、この4月から始まっております就労定着に向けた今後の方策についての検討の必要性が意見交換されました。

３番にいきまして、2017年度の成果ということで、町田市商工会議所、町田市障がい者雇用企業連絡会による市内中小企業向けセミナーが開催され、地域の雇用主体である中小企業事業主への障がい者雇用の理解を深めることができた。２点目としましては、第5期計画の素案及び実行プランについて専門的な立場からの意見交換ができたということが成果として挙げられます。

４番目としましては、2018年度につきましては2回の開催を予定しております。

以上でございます。

○岩崎会長 ありがとうございます。

各部会からの報告について、質問やご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○井上委員 小野部会長のご報告の中で、最後に3、課題とあって「内容が専門的になり過ぎて意見が出せないといった部会員の意見もあった。会の進行については工夫が必要」と書かれておりますが、もうちょっと具体的に、特にこの部会は当事者の参加を委員構成の中で意識さ

れていると思いますので、このこともちょっと教えていただければと思います。

○小野委員 当事者としては、特に知的障がいや精神の委員に加わっていただいているんですけども、そうすると、見込み量の議論とかホームヘルプサービスあるいはグループホーム、通所施設の数を積算する、そういう数値目標というか数量的な評価をしていく議論は、やはり難しいんですね。もう一方で、難病の当事者の方はやはり、この総合支援法に基づく障がい福祉計画で難病も対象になるよと言いつつも、結局は知的、身体、精神の手帳所持者をベースとした福祉施策ではないですか。そうすると、難病はもう入り口の段階から非常にもどかしさを感じて、確かに国の難病指定の疾病の範囲は広がりました。けれども、そこから次に生活の苦しさや生活のしづらさ、就労に結びつきにくいとか、そういった困難な問題についてこの福祉計画が——というよりも総合支援法がそこまでの配慮を伴った施策になり得ていない、そこがもどかしさとして難病の委員には残ってしまいましたね。

これは、前にも別の難病の当事者の方に参加していただいていたんですけども、そのもどかしさはいつも残ります。

発達障がい者のご家族にしても、やはり専門用語が飛び交うと非常に難しいという、できるだけわかりやすく、イエローカードなどをつくってわかりにくい場合は再度説明を求める、ゆっくり、カタカナの言葉を使わない、そのような配慮もしながらできるだけゆっくり説明しながら進めてはいるんですけども、そういう難しさを伴っています。

今年度も2回の計画部会を予定しています。そこで2017年度までの到達点を皆で確認するんですけども、果たしてその2回だけで十分な理解ができるかどうか。では増やせばできるのかということ、そうでもないし、本当に議論の進め方の配慮、工夫が、私は当事者を欠いてはならないと思いますし、当事者参加、特に知的障がいの人が参加して実行プランや福祉事業計画の議論ができたことは、とても意義があるし、私はメンバーとしてとてもよかったと思うんです。ただ、どれだけ私たちが障がいのある人に対して配慮、工夫ができるかが問われているんだろうなと思います。

法律上、制度上の限界も、難病の方などにはあります。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

以上で報告事項は終了でございます。

議事に入らせていただきたいと思います。

最初に、協議会の年間スケジュールについて。事務局からご提案をお願いいたします。

○金子担当課長 資料7、A4縦の「2018年度障がい者施策推進協議会等の年間スケジュール（案）」をごらんください。

今年度、施策推進協議会は4回を予定しております。本日が第1回目ということで、第2回目は7月を予定しております。今年度、残り3回でこの協議会でどのようなことを行っていくか、これから説明させていただきたいと思っています。

1つは、第2回の議題に載っているように、第5次町田市障がい者計画及び町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）の進行確認が1つあります。先ほどからお話ししています通称実行プランの進捗管理と、今回、第5期をつくりましたけれども、第4期の3年間が終わりましたので、その結果を確認することが1つ、大きな議題になっております。

2つ目が、地域生活支援拠点等の整備というものがございます。こちらにつきましては今回の第5期計画にも書いてあります。事業計画の18ページにも書いてあるんですけども、地域生活支援拠点等の整備についての検討方法について、第2回に提案させていただけたらと思います。

この地域生活支援拠点等とは何なのかということについては、資料8を用意させていただきました。

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能、相談や緊急時の受け入れ・対応、またグループホームの体験の機会や場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを地域の実情に応じた創意工夫によって整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目標としております。

イメージとしましては、下に2つ絵が描いてあるんですけども、左側の多機能拠点整備型という、1つ大きな建物を用意して、そこにある程度の機能を持たせる方法と、右側の、面的整備型ということで市内のさまざまな社会資源を使いまして、コーディネートして生活を支えていこうという2つの方法がありまして、この第5期の計画にも書いてあるんですけども、右側の面的整備型で整備していけたらいいかなと、今の段階では考えている状況です。

そちらの社会資源、足りない社会資源等もありますので、そういう面についての検討は協議会なのか、また部会なのかというところを、第2回の協議会で検討の方法を提案させていただきたいと思っております。

次に、第3回にいけますが、東京都のほうで現在、差別解消の条例をつくっております。10月施行に向けて今、検討している状況でございまして、東京都の条例を第3回で確認し、町田市としてこれをどのように周知、また進めていくのか、協議会としての取り組みについて検討

できたらと思っております。

そして第4回目ですけれども、年度末の報告として、障がい者差別解消に向けた対応についてや障がい者虐待について、町田市の状況について報告させていただけたらと思っております。

それとあわせまして、資料9をごらんいただきたいんですけども、この4月からの報酬改定の法改正に伴いまして、新たに日中サービス支援型共同生活援助というものができました。こちらにつきましては概要を書かせていただいておりますが、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助、要はグループホームの新たな類型となっております。

対象者は、重度化・高齢化のため日中サービスなどを利用できない障がい者となっておりますが、利用者の意向によって、日中サービスの生活介護ですとか就労継続支援B型といったものの利用は妨げないことになっております。

そして、このグループホームには、昼夜を通じて1人以上の世話人や生活支援員を配置することになっております。

また、このグループホームには短期入所を併設する、そして障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することになっております。

グループホームの入居定員ですが、2人から10人以内で、1つの建物の定員は20人以下にするということです。

また、利用者の計画相談支援の提供は、モニタリング実施標準期間を3カ月間とするといったことが、この共同生活援助の概要となっております。

詳しくは2枚目、3枚目の資料に書かれている内容でございます。

これを今日この協議会で紹介するのは、この共同生活援助については1つ縛りがかかっておりまして、自立支援協議会のかかわりについて、この共同生活援助については「市が設置する協議会等に対し、定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望や助言等を聞く機会を設けなければならない」とここに書いてあります。障がいのある方のいろいろなサービスにつきましては、通常、東京都の指定を受けて実施する形になっているんですけども、このサービスに限っては市の協議会の評価を受けたり、また指定するに当たっても評価を受けたりということが求められておりますので、これにつきましては今後、市のほうでも整理いたしまして、第2回、第3回になるか、第2回を目標にしておりますが、こちらの協議会のかかわりについて提案させていただけたらと思っております。

要は、この協議会でこのようなかかわりを持つということを今日、紹介させていただきたいと思っております。

協議会の年間スケジュールの説明は以上です。

○岩崎会長 ただいまのご説明に関して、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○井上委員 地域生活支援拠点等の整備のところでは素朴な疑問なんですけど、ここに出典として「検討チーム」とだけ書いてあるんですけども、厚労省か何かの資料と考えていいんですか。どこが出した資料ですか。

○金子担当課長 申しわけありません。こちらの資料は、厚生労働省で行っている障害福祉サービス等報酬改定検討チームの会議の資料となっております。

○井上委員 これについては町田市としても、そもそも義務づけられているという理解でいいんですか。

○金子担当課長 この拠点につきましては、障がい福祉事業計画の第3章、2020年度までに達成を目指す成果目標、国からこちらの拠点については区市町村単位、または小さいところは共同してつくっていきましょうということで、今回の計画についても整備を進めるということで記載させていただいております。

○井上委員 その上で、計画に載っているのは承知なんですけれども、一応義務づけられたものという理解でいいのかというところを知りたかったんですが。

○金子担当課長 こちらの拠点につきましては、国のほうでも各市町村で取り組むものと位置づけておりますので、市としても取り組んでいきたいと思っています。

○井上委員 では、最後に。

その場合、これは今後のことだと思うんですけども、せめて日中サービス支援型共同生活援助の概要的な、こうした資料は当然今後、出されるわけですよね。結局これが何で必要になったのかについての議論は、この「障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え……」といったことだけではないと思いますので、そうした背景も含めた資料をいずれ今後の協議会の中で配っていただいて——ということによろしいですか。

○金子担当課長 そのとおりでございます。

○岩崎会長 いかがでしょうか。

何度か私も説明を聞いているんですけど、よくわからないのは、この面的整備だと別に新しい建物を建てるわけでもないし、ただ既存のもので「ネットワークを組みましたから面的整備が終わりました」と言えなくもなさそうな感じのことでもあるので、でも、多分それで終わってはいけないんだろうと思うので、少し具体的に町田市でどんなものができるのかというか、必

要があるのかを含めて、少し議論ができればいいかなと思いますけれども、いかがですか。この件とか、他のことに関して。

○堤委員 すみません、資料8、資料9の関連での質問ですが、先ほども出ていましたけれども、これは「障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え」とあり、共同生活援助のほうも「重度化・高齢化のため」と書いてあるんですが、この場合、高齢化というのは65歳以降の障がい者も対象にするというイメージでいいんでしょうか。

○金子担当課長 こちらの障がい者の高齢化につきましては、知的障がいの方ですと早期から介助量が多くなったりといった問題が各施設でも起きている状態でございますので、一概に年齢で65歳ということだけでなく、介助量が多くなったり重度化、あと65歳を超えた者につきましても、現在は65歳以降に障がい者のサービスが使えない形になっておりますけれども、それ以前から利用されている方につきましては利用できている状況でありますので、そういう方も対象として考えていただいて結構だと思います。

○堤委員 ありがとうございます。

ちょっと補足みたいな感じになるんですけども、もともと障がいを持ってずっと暮らしていた人が65歳になったときに、いわゆる一般の特養、介護保険で言われる特養とか、あるいはショートステイとかそういったものになかなか適応し切れなかったり、受け入れを拒否されたり、その1人だけを見ているわけにはいかないという形で拒否されている例などもあるので、こういった今後の地域拠点等々が、もともと障がいを持っていて65歳を超えた高齢化の人たちも対象になっていくのであれば、すごく嬉しいなと思って質問しました。

対象にもなり得ると聞いて安心しました。

○金子担当課長 そのようなことを今後、この協議会等で検討していけたらいいかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○坂本委員 今、市の担当者から知的障がいと限定して話をされましたよね。65歳とか。今、精神障がいのほうは80・50というのが問題になっていまして、80歳の親がいて子どもが50歳、この辺が今、急激に増えてきて、地域で受けてもらわないと支え切れないではないかと。同時に、引きこもり状態とかそういう問題がかなり起きてきているんですが、この辺については、市の施策委員会では余り検討されていないのか、あるいは市の方策としてあるのか。

○岩崎会長 事務局、いかがですか。

○金子担当課長 この地域生活支援拠点の整備につきましては、親亡き後も見据えてということもありますので、この拠点の整備に関して、またそのようなご意見をいただきながら整えて

いけたらと思っております。

○坂本委員 というのは、精神も入れてですね。そういうことでよろしいですね。

○金子担当課長 そのとおりです。

○坂本委員 知的ということだけを何か表現しているものですからね、どうなのかなと思ったんですが。

○岩崎会長 知的というのはあくまでも例示ということで、別に精神が排除されるわけではないと思います。

他、いかがでしょうか。

日中サービス支援型共同生活援助は、私自身もよくわかっていないんですけれども、多分、自立支援法になったときに昼間と夜間の場所を分けましょうということで事業も分かれましたし、ただ、そうすると基本的に、対応できる人もいるんですけれども、重度の人等でどうしても日中はいけなくてグループホームに残らなければいけない人もいる場合に、やはりそういった方はなかなか支援が難しい状況があったりとか、そういったことに対応するものなのかなとは理解していますけれども、ただ、ここが全部地域の拠点までやれとなると、現実的にちょっと難しいのかなという感じもしますけれども。

これについても、また今後、この協議会でも検討していきたいと思っておりますが、特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、一応議事としては以上ですけれども、その他、何か情報提供であったりございますでしょうか。

○岡統括係長 事務局、岡です。

情報提供です。今、追加で配付しています資料をごらんいただければと思います。

(資料配付)

○岡統括係長 障がい者支援センターの移転についてでございます。

一昨日の広報まちだでもお知らせしてはいますが、この5月、6月で障がい者支援センター2カ所の移転がございますので、そのお知らせでございます。

まず囲いのある面、「町田地域障がい者支援センター移転のお知らせ」という面をごらんいただければと思います。

町田地域障がい者支援センター、原町田大通り、ジョナサンのある建物の1階にございましたが、駅のほうから町田街道側に数十メートル離れた第2大塚ビル1階に、この5月1日をもって移転しております。

裏面をごらんください。

同じく南地域障がい者支援センターについてでございますが、町田街道の南中学校バス停の前に現在、事務所がございますが、来月6月4日月曜日から、金森にある社会福祉法人合掌苑の桂寮の1階に移転する予定でございます。

5月1日をもって町田地域障がい者支援センターが移転済み、来月6月4日月曜日から南地域障がい者支援センターについても移転していくことになります。

障がい者支援センターの移転について、説明は以上になります。

○岩崎会長 南地域のほうは機能強化のための理由が書いてあるんですけども、町田地域障がい者支援センターはなぜ移転されたんですか。

○岡統括係長 町田地域障がい者支援センターにつきましては、従前の事務所の狭さといえますか、また駐輪場がないとか駐車場がないとか、利用に当たって利用者さんのご負担になる部分があった。また、相談において、その狭さからちょっと、パーテーション等で工夫はしていたんですけども、プライバシーが十分に確保できないといった部分があったので、少し広い事務所に移転するものでございます。

○岩崎会長 では、両方とも利便性を向上するためということですよね。

○岡統括係長 そうです。

○岩崎会長 これに関して、よろしいですか。

○風間委員 私、南の地域なので南地域障がい者支援センターを利用させていただいているんですけども、都合で町田地域のほうに、よくこの辺を通るものですから、こちらで手続するわけにはいかないのでしょうか。

今日はちょっと用事で南地域のところに行ったら、地域別に分かれていてそれは無理なのではないかと言われたんですが、どうなのでしょう。

○岡統括係長 行政に関する手続、申請等につきましては地域の縛りはございませんので、南地域障がい者支援センターでも町田地域障がい者支援センターでも、市役所本庁舎の障がい福祉課でも受け付けが可能でございます。ただし、障がい福祉サービスを利用したいといった相談につきましては所管の地域で賜っていますので、そういったすみ分けでご利用いただければと思います。

○堤委員 前の南地域に行くときは、たしか南中学校前のバス停だったと思うんですが、新しいところは、最寄りのバス停はどうなるのでしょうか。

○町野委員 市営住宅入り口です。



○堤委員 では、路線はすぐそばにあるんですね。

○町野委員 市営住宅入り口のバス停から大分入ったところになります。

○堤委員 では、利便性が悪くなったんですね。前は割と一本道で、迷わずに行けていたんですけれども。

○町野委員 今日たまたまそこへ行ってお話ししていたんですけれども、成瀬が丘の方が大変不便をされていて、そちらのほうの方もエリアに入っているのもそれにいいように、あと高齢者支援センターと一緒にあったほうがいろいろな面でいいということで、変わったと言っていました。

○堤委員 バス停から何分ぐらいですか。参考までに。

○町野委員 何分ぐらいだろう。速い方だったら5分ぐらい……

○風間委員 10分ぐらいかかるんじゃないですかね。

○堤委員 わかりました。ありがとうございます。

○岩崎会長 町野委員、かわりにご説明いただきまして。

それで間違いないですね。

○岡統括係長 ありがとうございます。

○岩崎会長 他、いかがですか。

○小野委員 情報提供と、あと事務局には次回での報告をお願いしたいんですけれども、3月の町田市議会で、とある議員が質問において不適切な差別用語を用いてしまったんですね。発言の趣旨は、北朝鮮の弾道ミサイルに対して避難訓練を実施したほうがいいのではないかという質問だったんですが、その北朝鮮の政府に対する評価として「不適切な表現」をしてしまったんですね。

北朝鮮政府に対する評価は国民共通の認識だと思うんですが、その表現自体はよくないですよ。公共放送において放送禁止用語になっています。

3月議会の最終日に全体会議で、議長提案で、不適切な差別用語である、撤回を求めますという決議がされたんですが、賛成多数で採択されています。ただ、その日はその発言をされた議員が欠席で、撤回がまだされていないんですよ。だから6月議会で——やはり議会の品位が問われてしまうと思いますので、発言の自由を奪うものだという反論だったんですが、言葉そのものはやはり不適切ですよ。そこで使うべきではない言葉なので、やはり正すべきは正したほうがいいと思いますので、6月議会の冒頭で、3月議会の全体会の決議を受けてその発言が撤回されたかどうか、ぜひ報告を事務局にお願いしたいと思います。

○岩崎会長 それは、要望ということで。

ほか、いかがでしょうか。

○町野委員 まちだ丘の上病院といいましたか、障がいの方専門の病院が開設されているというようなことを伺ったんですけれども、どういった種類の障がいの方用なのか、そういった情報を持っていらしたら教えていただきたいと思うんですが。

○岩崎会長 事務局、お答えできますか。

○有田担当係長 もともと今までも障がいの方に対して特化された整形の病院だったんですが、今回は内科のほうになりまして、でも、やはり院長先生が障がいの方、高齢の方も含めて受け入れをしていきたいといったお話をされています。

○小野委員 もともと身体障がいを専門にした整形の入院部門を持った病院でした。中には入所的な利用の仕方を長期にわたってされている方もいらっしゃいます。そこが、脳性麻痺や肢体不自由の専門の整形のドクターがいなくなったということで、今は地域包括の拠点病院という位置づけで、高齢までを視野に入れた地域包括拠点の病院に衣替えをしたということでした。

だから、身体障がいを専門とした病院だったんですけれども、むしろ高齢者を対象とした病院にこれから変えていくよという方向になっていますね。

○町野委員 障がいの専門の病院ではなくなるということですか。

○小野委員 そうです。障がいのある人が利用してはいけないということではないですが、要するに、整形で脳性麻痺の方を専門に診ていた、肢体不自由の方を専門に診ていた前の院長が亡くなって、別の方が経営者になって院長になったんですが、その方は高齢者の専門で、地域包括を視野に入れた拠点病院にしたいということで変わったそうです。

だから以前から入院されている方はそのまま利用されていますし、通院の外来のところ、多分、高齢者に広げているのではないですかね。

事務局、教えてください。

○堤委員 今の件、ちょっと補足でいいですか。

障がいのほうのショートを結構熱心に受け入れているようなので、それで割と受け入れはいいという話を聞いています。もともと脳性麻痺の筋解離手術といって、筋肉を伸ばす手術で全国から殺到していた病院なんです。南多摩整形というのは。だから圧倒的に脳性麻痺ばかりだったんですが、今はどちらかというと、私たちの相談支援の障がいに特化すると、ショートステイを受け入れてくれるところというイメージが強いので、高齢までというのは今、初めて聞きました。

○岩崎会長 よろしいですか。

ほか、情報提供ございますか。よろしいですか。

それでは進行を事務局にお戻しします。

○中島担当課長 はい。岩崎会長ありがとうございました。これにて本日の会議を終了いたします。本日の次第の下方にもご案内していますが、次回第2回協議会は7月を予定しております。後日、開催通知を送付させていただきますので、ご出席お願いいたします。

なお、本日お車でいらした方は、駐車券にチェックをし、無料処理のカードをお渡ししますので、担当までお声掛けください。無料処理用のカードと駐車券は1階の受付に出していただいて、駐車券の無料処理をしていただくのを忘れずをお願いします。本日は遅い時間までありがとうございました。

午後8時32分 閉会